HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	雑報
Citation	北大法学論集, 22(1), 106-108
Issue Date	1971-06-26
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/16122
Type	bulletin (other)
File Information	22(1)_p106-108.pdf

Instructions for use

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

雑　報

北海道大学法学部法学会記事

（昭和四五年一二月―同四六年一月）

○昭和四五年一二月一八日（金）午後一時半―四時

「交通法上の諸問題」

報告者　川　井　　健

出席者　一六名

近年のわが国の自動車の増加にともなって、交通問題がとみに各方面で論じられるようになったが、今回は、今年四月に誕生した日本交通法学会の創立者の一人である川井教授に、次のような報告を伺った。

交通法学会における民事法専攻者にとっての現在の中心課題は、やはり損害賠償の問題である。そして、そこでは、①自動車損害賠償保障法による賠償と民法による賠償の関係、②賠償額の定型化に議論が集中している。このなかで、最近特に注目される傾向は、次の三点である。①理論の精緻さよりも実態を重視するようになったこと。②加害者の責任を緩和する方向にあること。③幼児の過失も考慮するようになったこと。交通対策の目標は、事故の減少と被害者の救済につきるであろう。法解釈のなかで、この二つの目標をどう統合するかが問題である。

報告後の討論では、自賠法と民法との関連が中心に論じられた。このなかで、現在の損害賠償制度の問題点が浮きぼりにされた。たとえば、自賠法では、死亡の場合五〇〇万円の保険金が支給されるが、これでは額が小さすぎて、ほとんどの場合に満足な補償とはなりえない。このため、民法による賠償請求が行なわれるわけであるが、そうなると、加害者がだれかによって、賠償金額に大きな差がつくという不合理な面がでてくる。又、自賠法の保険が強制加入であるにもかかわらず、事故を発生させる者ほど、加入していないことが多い。こうしたことからも、加入の強制を強めることと、保険金の増額とによって、交通事故に対処すべきであるという意見がかなり出た。

こうした近来の交通事故にまつわる事態を背景に、次のような論題も提出された。被害者の救済という観点からは、保険加入を強制的にし「第三者のための保険」を一般的な制度にしてゆくことが適当と考えられる。このためには被害額・保険額、が標準的画一的に定められねばならない。そして、より多額の保険額を望むものは、独自に加入すればよいというのである（平出教授）。この論題をめぐっても種々討論がなされ、都市では近来ますます自動車事故における責任の問題やその立証が複雑になってきているのであり、こうした制度の有用性を弁護するものもかなりいた。

○昭和四六年一月二九日（金）午後一時半―五時

「『社会権』の再検討」

報告者　中村睦男

出席者　約一五名

報告は、報告者が最近発表した「社会権」の再検討に関する論文（法律時報一九七一年一月号八頁以下）をもとにしてなされた。その要旨は次のようである。従来わが国の「社会権」（生存権的基本権）の通説的把握の基礎となっているのは、我妻栄『新憲法と基本的人権』（昭和二三年）において展開された「社会権」論である。我妻教授は、一九世紀的「自由権的基本権」から二〇世紀的「生存権的基本権」に至る基本人権観念の変化を、第一に、その内容が「自由」から「生存」へと推移したこと、第二には、国家権力の立場が国家権力の制限からその積極的な配慮・関与へと変化したことに求めている。

これに対して報告者は次の二点から通説的な「社会権」を再検討しようとするものである。まず第一には、従来の「社会権」論が国家の積極的義務を中心にした、いわば「上から」の「社会権」論であるのに対し、労働者を中心とする利害関係者の集団的権利・自由としての、「下から」の「社会権」論の主張である。第二には、従来の学説が「自由権」と「社会権」の異質性を強調するのに対して、「社会権」の基底における「自由権」の存在と両者の相互関連性を主張するものである。このような報告者の「社会権」論はフランス法の認識に基づくものである。

以上の趣旨に要約せられる報告にもとづき、極めて活発な議論がなされた。批判の主な点は、自由権、社会権ということばが明瞭ではない、ということにあったと思われる。筆者（小川）は、事後、筆者なりの感想をつぎのようにまとめてみた。

報告者は、社会権をみるにあたり、「下からの」と「自由権的な」要素を主張するが、このことはわが国の憲法思想史上はなはだ興味深い。我妻教授による「協同体」思想においては、社会権、さらには「自由権」さえ協同体のなかに位置づけられ、解消させられざるをえず、そこでは社会権の協同体的性格を打出すことによって、個人や自由権が本来もっていた国家や共同体との緊張関係を見失ってしまう危険があろう。報告者はこうしたわが国の伝統的な見方に対して、「本来豊かな内容をもった自由という言葉」を基礎におくのであり、これはわが国で、社会権についての新しい見方を提供するものといえよう。

しかし、疑問がないわけではない。報告者が「上から」の社会権に対して、「下から」の社会権を説くとき、この主張は、誰に向って、なんのために説かれているのであろうか、この点が明確ではない。裁判官に向ってであろうか。とすると、法解釈にはどのような影響があるのであろうか。立法府に向って、立法論としてなのであろうか。とすれば、どのように法を変えようとするのであろうか。あるいはまた、「労働者を中心とする利害関係者」に向ってなのであろうか。つまり、政治哲学ないし運動論（彼らへのしった激励）としてなのであろうか。第二に、報告者が自由

権と社会権との異質性のかわりに、社会権の「基底」に自由権があるとする場合、社会権は自由権にどのように「基底」づけられ、「関連」づけられているのであろうか。社会権は自由権からどのような論理で導びかれるのであろうか。報告者によれば、罷業権および組合権は「まづなによりも国家権力による介入を排除する自由権として存在し」たが、さらに「それを実効あらしめるために」使用者の経済的自由権（契約の自由）を公権力によって「修正する」ものである。つまり、実効あらしめるためのプラクティカルな（イクスペディエントな）手段としてなのであろうか。経済的自由権を「修正する」ものということばは使用できるであろうか。

次号（第二三巻第二号）予告

論説

ウッドストックの政党組織 (1) — 小川晃一

資料

西ドイツ民法判例 —一九六八年度— — 川井健・小林資郎・三浦潤・林竑

「ロシア共和国民法典」邦訳 (7) — 五十嵐清・佐保雅子

研究ノート

「現代」政治学の最近の動向 —とくに政治システム論をめぐって— — 成田博之

書評

ヘンケ「事実問題——民事法における不特定概念とその上告可能性——」について — 柏木邦良